

熊本県歯

元年度 No.2

2019.11.29 発行

国保だより

従業員の方にもご回覧ください。県歯会ホームページからも閲覧できます。

保健事業の補助申請期限

保健事業（健康診断、インフルエンザワクチン接種等）の補助申請は対象年度内にお願いたします。申請期間を過ぎますと補助が出来ませんのでご注意ください。



【補助対象期間】平成31年4月1日～令和2年3月31日

【申請期間】平成31年4月1日～令和2年3月31日

年度末は申請が多く補助給付の手続きにお時間をいただきます。
健診や接種等受けられましたら速やかにご提出をお願いいたします。

現在、組合員の皆様がダウンロードしやすいように、各種申請書類を県歯会ホームページのトップページにある関連サイト「国保組合からのお知らせ」に掲載しております。

※申請書は新しい様式でのご提出をお願いいたします。

※申請は事業所単位でまとめてご提出ください。

組合員の家族の加入について

組合員の家族の加入は、組合員との同一世帯（住民票が同じ）が条件となっています。
（学校に入学する場合等を除く。）

<手続きが必要な場合>

★学校を卒業して、そのまま世帯を離れている場合

★何らかの理由で世帯を離れた場合

喪失の手続きが必要です。喪失の手続き等は国保法で14日以内と定められていますので、速やかに喪失の手続きをされますようお願いいたします。

被保険証の返却について(再掲)

平成31年3月31日までの有効期限の保険証をまだお持ちの方は組合宛までご返却下さいますようお願いいたします。



ベージュ色の保険証

加入・喪失のご連絡は14日以内に！

加入・喪失の場合は、その日から14日以内に組合宛ご連絡いただきますようご協力をお願いいたします。

喪失届と一緒に必ず被保険者証をご返却ください。資格を喪失(退職等)された時点で、被保険者証は使用できません。

(過去には喪失後受診など医療機関とのトラブルも起こっています。)

保険料は毎月10日に銀行へ口座引き落とし依頼をします。事務手続上、毎月5日頃には異動処理を一旦締め切り、5日以降の異動処理分は翌月の保険料で調整させていただきます。

なお、加入・喪失の場合の保険料徴収について、以下のとおりです。

- ◇ **加入**の場合の保険料は
月初めや月末でも、**加入月分の保険料は徴収**します。
- ◇ **喪失**の場合の保険料は
月途中の喪失は、**前月分までの保険料を徴収**します。



1年度の保険料

種別	介護 保険料	月額	内 訳		
			医療分	後期高齢者 支援金分	介護保険料
甲種組合員	あり (40歳以上)	24,300 + 所得割額	16,000 + 所得割額	3,900	4,400
	なし (40歳未満)	19,900 + 所得割額	16,000 + 所得割額	3,900	
乙種組合員	あり	16,800	8,500	3,900	4,400
	なし	12,400	8,500	3,900	
乙種組合員 (勤務医)	あり	19,800	11,500	3,900	4,400
	なし	15,400	11,500	3,900	
家族 (甲・乙種)	あり	12,300	4,000	3,900	4,400
	なし	7,900	4,000	3,900	

申請書ダウンロードについて

県歯会ホームページより各種申請書がダウンロードできます。
詳しくは熊本県歯科医師会ホームページの国保組合からのお知らせをご覧ください。

お気軽にご相談ください!

各種申請書ダウンロードできます

関連サイト

- 国保組合からのお知らせ
- 有限会社 ケイ・デー・エム・ユー
- あなたの地域の歯医者さん
- Kumamoto Dental Association
- 一般社団法人 熊本県歯科医師会
- 一般社団法人 菊池郡市 歯科医師会
- 八代歯科医師会
- 公益社団法人 熊本県歯科衛生士会
- 8020推進財団
- 日本歯科医師会
- 厚生労働省
- JADS 日本歯科医学会
- 日本歯科医師会会員向けレセコンASPサービス

一般社団法人 熊本県歯科医師会
〒860-0863
熊本県熊本市中央区坪井2丁目4番15号
電話(代表) 096-343-8020



本会について	歯科医院検索	歯の豆知識
会長挨拶	SAS・睡眠時無呼吸症候 群治療協力歯科医	地域保健
沿革・あゆみ	高校ラグビー部マウス ガード製作協力医	学校歯科
アクセスマップ	訪問歯科診療（リーフ レット）	熊歯会報
定款・役員等に関する資 料	口腔保健センター	サイトマップ
イベントの案内	緊急の場合	会員専用
歯と口の健康週間	応急処置	
休日当番医		

Copyright (C) 2006-2019 Kumamoto Dental Association. All Rights Reserved.

加入・喪失は当組合へご連絡下さい。
ご連絡後に郵送で用紙をお送りいたします。

※申請書は新しい様式でのご提出をお願いいたします。

※申請は事業所単位でまとめてご提出ください。

接骨院・整骨院のかかり方

(注) 健康保険が「使えるもの」と「使えないもの」があります！



1、接骨院・整骨院で健康保険が使えるのはどんな時？

◆骨、筋肉、関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき。

例) 日常生活やスポーツ中に転んで膝を打ったり、足首を捻ったりして急に痛みがでたようなとき。

◆医師や柔道整復師に、骨折、脱臼、打撲、捻挫、挫傷(肉ばなれを含む。)

と診断又は判断され、施術を受けたときです。(但し骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除きあらかじめ医師の同意を得ることが必要です。)

※このような場合には保険は使えません



◆単なる(疲労性・慢性的な要因からくる)肩こりや筋肉疲労。

◆脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術。

◆保険医療機関(病院、診療所、整形外科など)で同じ負傷等に対し治療中のもの。

◆労災保険が適用となる工作中や通勤途上での負傷。

2、治療を受ける時の注意

◆健康保険は治療を目的としたものであり、上記※のように健康保険の対象にならない場合もありますので、負傷の原因(いつ・どこで・何をして、どんな症状があるのか)は正確にきちんと伝えましょう。

外傷性の負傷でない場合や、負傷の原因が労働災害に該当する場合又は、通勤途上におきた負傷は健康保険が使えません。

◆療養費支給申請の内容(負傷原因、負傷名、日数、金額)をよく確認して、署名または捺印をしてください。

◆同じ月内に複数の接骨院・整骨院への通院は控えるようお願いします。

◆施術が長期にわたる場合は内科的要因も考えられますので医師の診察を受けましょう。

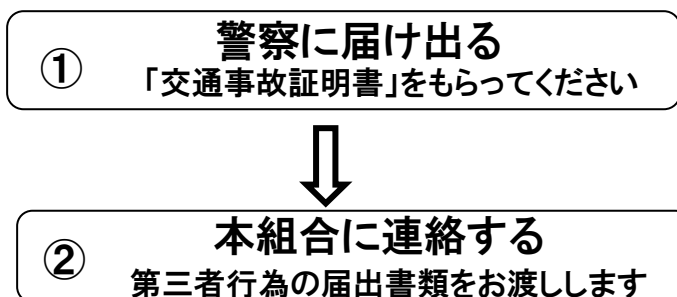
◆平成22年9月の施術分より、窓口支払いの領収証が無料発行されることになりました。医療費控除を受ける際に必要になりますので、大切に保管しましょう。



交通事故等の治療で国保を使用する場合の届出

交通事故等の被害者は、本来、治療費を加害者が支払い、ケガの治療をすることになりますが、加害者がすぐに損害賠償をしてくれない等の場合には国保で治療を受けることができます。

しかし、国保からの給付はあくまで一時の立て替えとして治療費を出して、その後に加害者に請求しますので、**国保を使用する場合は必ず本組合へ届け出る**ことが必要です。



※届け出る前に加害者と示談を結んでしまうと、内容次第で本組合が加害者に対して請求ができなくなります。示談を結ぶ前に必ず届け出てください。

『医療費通知』(令和元年5月～8月診療分)の送付

1年5月～8月に医療機関へ通院された方には、医療費通知(別添のハガキ)を送付しております。乙種組合員(従業員)の分も該当される方がいれば同封しておりますので、直接ご本人にお渡しください。**すでに退職された方の通知書が含まれている場合があります。その際は、お手数ですが、ご本人に郵送してください。**

『ジェネリック医薬品に関するお知らせ』(令和元年5月・8月分)の送付

5月・8月に調剤を処方された方で処方医薬品とジェネリック医薬品の差が**100円以上で差額額上位100名の方**にはジェネリック医薬品に関するお知らせを送付しております。乙種組合員(従業員)の分も同封しておりますので、ご本人にお渡しください。

重要 『支給決定通知書』廃止のお知らせ

当組合では支給決定通知書を送付していましたが、廃止させていただくこととなりました。必要な方は下記連絡先までご連絡ください。

熊本県歯科医師国民健康保険組合
〒860-0863 熊本市中央区坪井2丁目4番15号
Tel 096-343-0419 Fax 096-343-0421